

# 規程の改廃について

## 目次

### 1. IT 総合戦略本部における会議体の廃止

- (1) 情報セキュリティ政策会議の廃止について . . . . . 1
- (2) IT コミュニケーション活用促進戦略会議の廃止について . . . . . 2

### 2. 規程の改正

- (1) 内閣情報通信政策監をもって充てる本部員への事務の委任について . . 3
- (2) 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議について . . . . . 5

## 情報セキュリティ政策会議の廃止について

〔平成 27 年 6 月 30 日〕  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

「情報セキュリティ政策会議の設置について」（平成 17 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）は、廃止する。

## ITコミュニケーション活用促進戦略会議の廃止について

〔平成 27 年 6 月 30 日〕  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定

「IT コミュニケーション活用促進戦略会議の開催について」（平成 25 年 12 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）は、廃止する。

内閣情報通信政策監をもって充てる本部員への事務の委任について

〔平成 25 年 6 月 14 日〕  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定  
平成 26 年 6 月 24 日 改正  
平成 27 年 6 月 30 日 改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、内閣情報通信政策監をもって充てる本部員に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
  - (1) 世界最先端 I T 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定、以下「創造宣言」という。）に基づく工程表（平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）（法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する府省横断的な計画。以下「工程表」という。）に関し、その進捗状況の把握及び評価並びに必要な改定を行うこと。
  - (2) 創造宣言及び工程表に関する戦略的予算重点方針（法第 26 条第 2 項第 2 号に規定する関係行政機関の経費の見積りの方針）を作成すること。
  - (3) 工程表に掲げる施策の実施に関する指針（法第 26 条第 2 項第 3 号に規定する施策の実施に関する指針）を作成すること。
  - (4) 工程表に掲げる施策の評価（法第 26 条第 2 項第 4 号に規定する施策の評価）を行うこと。
  - (5) 上記の事務を実施するために必要な範囲内で、法第 31 条第 1 項に規定する協力（資料の提出等）の求めに係る事務を行うこと。
- 2 当該本部員は、これらの事務の実施状況について、定期的に本部長に報告するとともに、必要に応じ、本部に報告するものとする。

内閣情報通信政策監をもって充てる本部員への事務の委任について（改正案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>内閣情報通信政策監をもって充てる本部員への事務の委任について</p> <p>1 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、内閣情報通信政策監をもって充てる本部員に、次に掲げる事務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>世界最先端 I T 国家創造宣言（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定、以下「創造宣言」という。）に基づく工程表（平成 27 年 6 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）</u>（法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する府省横断的な計画。以下「工程表」という。）に関し、その進捗状況の把握及び評価並びに必要な改定を行うこと。</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>内閣情報通信政策監をもって充てる本部員への事務の委任について</p> <p>1 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成 12 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、内閣情報通信政策監をもって充てる本部員に、次に掲げる事務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>世界最先端 I T 国家創造宣言（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定、以下「創造宣言」という。）に基づく工程表（平成 26 年 6 月 24 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）</u>（法第 26 条第 2 項第 1 号に規定する府省横断的な計画。以下「工程表」という。）に関し、その進捗状況の把握及び評価並びに必要な改定を行うこと。</p> <p>(2)～(5) （略）</p> <p>2 （略）</p>

## 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議について

〔平成14年（2002年）9月18日〕  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定  
平成15年（2003年）3月31日改正  
平成15年（2003年）7月 2日改正  
平成16年（2004年）4月 5日改正  
平成16年（2004年）5月20日改正  
平成17年（2005年）2月24日改正  
平成17年（2005年）5月30日改正  
平成19年（2007年）4月 5日改正  
平成22年（2010年）3月19日改正  
平成22年（2010年）6月22日改正  
平成24年（2012年）3月 9日改正  
平成24年（2012年）11月30日改正  
平成25年（2013年）3月28日改正  
平成25年（2013年）6月14日改正  
平成26年（2014年）8月8日改正  
平成27年（2015年）6月30日改正

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議	長	内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）
副	議	内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理（副政府ＣＩＯ）
		総務省行政管理局長
構	成	員
		内閣法制局総務主幹

人事院事務総局総括審議官  
内閣府大臣官房長  
宮内庁長官官房審議官  
公正取引委員会事務総局官房総括審議官  
警察庁情報通信局長  
特定個人情報保護委員会事務局長  
金融庁総務企画局総括審議官  
消費者庁次長  
復興庁統括官  
総務省大臣官房長  
法務省大臣官房審議官  
外務省大臣官房長  
財務省大臣官房長  
文部科学省大臣官房長  
厚生労働省大臣官房長  
農林水産省大臣官房長  
経済産業省大臣官房長  
国土交通省総合政策局長  
環境省大臣官房長  
防衛省運用企画局長  
オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監  
参議院事務局庶務部長  
国立国会図書館電子情報部長  
最高裁判所事務総局情報政策課長  
会計検査院事務総局次長  
日本銀行理事  
内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）

- 3 連絡会議に幹事会を置く。幹事会は関係機関の職員で議長の指名する官職にあるものによって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、総務省行政管理局の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。



各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議について（改正案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議について</p> <p>1 （略）</p> <p>2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。</p> <p>議 長 内閣情報通信政策監（政府C I O）</p> <p>副 議 長 <u>内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理（副政府C I O）</u></p> <p>構 成 員 総務省行政管理局長 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁情報通信局長 <u>特定個人情報保護委員会事務局長</u> 金融庁総務企画局総括審議官</p>	<p>各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議について</p> <p>1 （略）</p> <p>2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。</p> <p>議 長 内閣情報通信政策監（政府C I O）</p> <p>副 議 長 <u>内閣官房情報通信技術総合戦略室副室長</u></p> <p>構 成 員 総務省行政管理局長 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府大臣官房長 宮内庁長官官房審議官 公正取引委員会事務総局官房総括審議官 警察庁情報通信局長 金融庁総務企画局総括審議官</p>

<p>消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房審議官 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省総合政策局長 環境省大臣官房長 防衛省運用企画局長 オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館電子情報部長 最高裁判所事務総局情報政策課長 会計検査院事務総局次長 日本銀行理事 <u>内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）</u></p> <p>3～5 （略）</p>	<p>消費者庁次長 復興庁統括官 総務省大臣官房長 法務省大臣官房審議官 外務省大臣官房長 財務省大臣官房長 文部科学省大臣官房長 厚生労働省大臣官房長 農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省総合政策局長 環境省大臣官房長 防衛省運用企画局長 オブザーバー 衆議院事務局庶務部情報管理監 参議院事務局庶務部長 国立国会図書館電子情報部長 最高裁判所事務総局情報政策課長 会計検査院事務総局次長 日本銀行理事 <u>内閣官房内閣審議官（情報セキュリティセンター）</u></p> <p>3～5 （略）</p>
---	---